

ご契約の際のご注意

告知義務

共済契約者、被共済者には、共済契約の締結に際し、告知事項（注）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 （注）危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。
 この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

ご契約後のご注意

通知義務

- ① 共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ② 本共済では、下記記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後の身体障害に対しては、共済金をお支払いできません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手（水上オートバイを含みます。）、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

- ③ 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理所または当組合までご通知ください。

クーリングオフについて

共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認をさせていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金1口（1000円）が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取り扱いできない場合があります。

個人情報の取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）
 ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先（共済代理所を含む）、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約等の情報交換について | 当組合は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、一般社団法人日本共済協会をはじめとした当組合の提携先企業・団体との間で登録または交換を実施することがあります。 |
| 再共済について | 当組合は、この共済契約に関する個人情報を、再共済契約の締結や再共済金等の受領のために、再共済団体等に提供することがあります。 |

| 共済金の種類 | 共済金をお支払いしない主な場合 |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生命死亡共済金 生命高度障害共済金 | ■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等 など |
| 傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害通院共済金 | ■故意または重大な過失 ■闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療措置 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注） ■頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （注）天災危険保障特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。 |

このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書および普通共済約款をご一読ください。

お問い合わせ、お申込みは

【取扱代理所】

島根県火災共済協同組合

〒690-0886
 松江市母衣町 55-4（島根県商工会館 5 階）
 TEL 0852-21-0249 FAX 0852-21-0620
 お客様専用 0120-750249（通話料無料）

2021年10月1日改定

“まさか”よりも“もしも”にそなえて
 県共済の

生命傷害共済



中小企業・個人事業主の皆様向けの
 不慮のケガや病気による
 身体・生命のリスクに備える共済です。

島根県火災共済協同組合



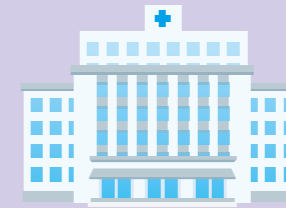
24時間の保障

業務中・業務外を問わず24時間保障します。
年齢・職種に関係なく一律の共済掛金です。



地震・津波も対象

地震・津波・噴火に起因する事故による死亡（後遺障害）・入通院も保障します。



共済金は1日目からの保障

入院・通院共済金は、1日目からお支払いします。

I. 生命傷害タイプ

| タイプ | 共済掛金 | | 死亡・高度障害共済金 | | | 後遺障害共済金 | 傷害入院共済金 (日額) | 傷害通院共済金 (日額) |
|-----|--------|---------|--------------|---------|---------------|------------|-----------------|-----------------|
| | 月額掛金 | 年額掛金 | 交通傷害 災害死亡 | 傷害死亡 | 生命死亡 (病 気) | | | |
| 500 | 4,160円 | 49,920円 | 1,500万円 | 1,000万円 | 500万円 | 1,000～20万円 | 8,000円 | 4,000円 |
| 400 | 3,370円 | 40,440円 | 1,200万円 | 800万円 | 400万円 | 800～16万円 | 6,000円 | 3,500円 |
| 300 | 2,500円 | 30,000円 | 900万円 | 600万円 | 300万円 | 600～12万円 | 4,500円 | 2,500円 |
| 200 | 1,600円 | 19,200円 | 600万円 | 400万円 | 200万円 | 400～8万円 | 2,500円 | 1,500円 |
| 100 | 800円 | 9,600円 | 300万円 | 200万円 | 100万円 | 200～4万円 | 1,500円 | 700円 |
| 50 | 380円 | 4,560円 | 150万円 | 100万円 | 50万円 | 100～2万円 | 600円 | 300円 |

II. 生命傷害タイプS型・A型

| タイプ | 共済掛金 | | 死亡・高度障害共済金 | | | 後遺障害共済金 | 傷害入院共済金 (日額) | 傷害通院共済金 (日額) |
|-----|--------|---------|--------------|---------|---------------|------------|-----------------|-----------------|
| | 月額掛金 | 年額掛金 | 交通傷害 災害死亡 | 傷害死亡 | 生命死亡 (病 気) | | | |
| SⅢ型 | 2,680円 | 32,160円 | 1,200万円 | 900万円 | 300万円 | 900～24万円 | 7,500円 | 1,500円 |
| SⅡ型 | 1,850円 | 22,200円 | 800万円 | 600万円 | 200万円 | 600～16万円 | 5,400円 | 1,200円 |
| SⅠ型 | 920円 | 11,040円 | 400万円 | 300万円 | 100万円 | 300～8万円 | 2,700円 | 600円 |
| AⅢ型 | 2,770円 | 33,240円 | 1,400万円 | 1,000万円 | 300万円 | 1,100～28万円 | 7,500円 | 1,500円 |
| AⅡ型 | 2,140円 | 25,680円 | 1,200万円 | 800万円 | 200万円 | 1,000～24万円 | 6,000円 | 1,500円 |
| AⅠ型 | 1,510円 | 18,120円 | 1,000万円 | 600万円 | 100万円 | 900～20万円 | 4,500円 | 1,500円 |

■ご加入の範囲
満6歳以上70歳未満
健康で正常に就業または日常生活を営んでいる方ならどなたでも加入できます。☆申込時に簡単な告知が必要となります。

■傷害入院共済金・傷害通院共済金の支払限度
入院…事故が発生した日からその日を含めて365日限度
通院…傷害により通院した期間と「傷害通院支払限度日数表」に掲げる日数のうちいずれか短い日数を限度

■共済期間
共済契約の申込日の翌月1日の午前0時から1年間とします。ただし、共済契約申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

■共済責任の開始時期
初年度契約の場合、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時となります。ただし、口座振替の場合は、共済期間初日の午前0時となります。

■ご加入の限度
生命傷害タイプの300、400、500 および生命傷害タイプSⅢ型、AⅢ型の新規加入は満60歳未満とします。

共済契約の継続

- ① 共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、共済契約者より別段の意思表示がない場合には、原則として、共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動的に継続します。
- ② 共済金請求状況や年齢などによって、共済期間満了後、ご契約を継続できないことや保障内容を変更させていただくことがあります。
- ③ 当組合が普通共済約款、特約条項、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降に共済期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通共済約款、特約条項、共済掛金率等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が継続前のご契約と異なることがあります。

III. 傷害タイプ

| タイプ | 共済掛金 | | 死亡・高度障害共済金 | | 後遺障害共済金 | 傷害入院共済金 (日額) | 傷害通院共済金 (日額) |
|--------|--------|---------|--------------|-------|------------|-----------------|-----------------|
| | 月額掛金 | 年額掛金 | 交通傷害 災害死亡 | 傷害死亡 | | | |
| 500 | 1,160円 | 13,920円 | 1,000万円 | 500万円 | 1,000～20万円 | 4,500円 | 2,000円 |
| 400 | 1,000円 | 12,000円 | 800万円 | 400万円 | 800～16万円 | 3,400円 | 2,000円 |
| 300 | 840円 | 10,080円 | 600万円 | 300万円 | 600～12万円 | 3,000円 | 1,800円 |
| 200 | 670円 | 8,040円 | 400万円 | 200万円 | 400～8万円 | 2,400円 | 1,600円 |
| 100 | 340円 | 4,080円 | 200万円 | 100万円 | 200～4万円 | 1,400円 | 800円 |
| シニア200 | 1,920円 | 23,040円 | 400万円 | 200万円 | 400～8万円 | 2,400円 | — |
| シニア100 | 960円 | 11,520円 | 200万円 | 100万円 | 200～4万円 | 1,200円 | — |

■ご加入の範囲
(傷害タイプ) 満6歳以上80歳未満
(シニアタイプ) 新規 満80歳以上満85歳未満
継続 満80歳以上満90歳未満

■傷害入院共済金・傷害通院共済金の支払限度
(傷害タイプ) 入院…事故が発生した日からその日を含めて365日限度
通院…傷害により通院した期間と「傷害通院支払限度日数表」に掲げる日数のうちいずれか短い日数を限度
(シニアタイプ) 傷害入院共済金…事故が発生した日からその日を含めて120日限度

共済金の種類

| | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 生命死亡（高度障害）共済金 | 共済期間内に疾病または傷害により死亡または高度障害になったときにお支払いします。 |
| 傷害死亡（高度障害）共済金 | 共済期間内の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または高度障害になったときにお支払いします。 |
| 交通傷害・災害死亡（高度障害）共済金 | 共済期間内の「交通傷害・災害傷害」※により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または高度障害になったときにお支払いします。 |
| 傷害後遺障害共済金 | 共済期間内の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表で定める後遺障害となったとき、それぞれの支払割合によりお支払いします。 |
| 傷害入院共済金 | 共済期間内の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師の治療を受け、入院したときにお支払いします。 |
| 傷害通院共済金 | 共済期間内の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師の治療を受け、通院したときにお支払いします。 |

※交通傷害・災害傷害とは

- 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被共済者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- 道路通行中の被共済者が、次のア. からエ. までに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触。火災・爆発等
- 建物の外壁の崩落または建物の火災。ただし、崩落または火災の発生時に、被共済者が、その建物内にいた場合にかぎります。
- 風災、雹災または雪災によって被った傷害
- 落雷によって被った傷害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって被った傷害